



衆議院憲法調査会ニュース

H13. 10. 12 Vol. 15

— 第 153 回 (臨時) 国会 — 発行：衆議院憲法調査会事務局

10月11日に、第1回の憲法調査会(通算27回目)が開かれました。

中山会長から、「ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団」による調査の概要について報告を聴取しました。

次いで、派遣団に参加した議員からの発言を聴取した後、委員からの自由な発言を聴取しました(中山会長の報告(要旨)及び各委員の発言の概要は、「海外の憲法を調査」に記載)。

1 憲法調査会委員の異動

辞任	補欠選任
塩田 晋君(自由)	都築 譲君(自由) (9月26日)
生方 幸夫君(民主)	細川 律夫君(民主)
枝野 幸男君(民主)	小沢 鋭仁君(民主)
大石 尚子君(民主)	岡田 克也君(民主)
桑原 豊君(民主)	小林 憲司君(民主)
小林 守君(民主)	今野 東君(民主)
島 聡君(民主)	首藤 信彦君(民主)
細野 豪志君(民主)	中野 寛成君(民主)
前原 誠司君(民主)	中村 哲治君(民主)
松沢 成文君(民主)	山田 敏雅君(民主) (以上9月27日)

2 憲法調査会幹事の異動

辞任許可	補欠選任
仙谷 由人君(民主)	細川 律夫君(民主) (10月11日)

海外の憲法を調査

「ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団」による調査の概要は、以下のとおりです。

1 派遣議員団の構成

団長	副団長
中山 太郎君(自民)	鹿野 道彦君(民主)
葉梨 信行君(自民)	保岡 興治君(自民)
仙谷 由人君(民主)	斉藤 鉄夫君(公明)
山口 富男君(共産)	金子 哲夫君(社民)
近藤 基彦君(21クラブ)	

2 期 間

H13.8.28日(火)～9.7(金) (11日間)

3 派遣目的

ロシア等欧州各国及びイスラエルの憲法に関する実情調査

4 調査日程

日付	訪 問 先 等
8.28	成田発、モスクワへ
8.29	≪ロシア連邦≫ ・国家院(連邦議会下院) ・法務省 ・憲法裁判所附属憲法裁判分析センター
8.30	≪東欧4ヶ国≫ ・ハンガリー、ポーランド、チェッコ及びルーマニアの各日本国大使館書記官から、各国の憲法についての説明を聴取 (於：在ハンガリー日本国大使公邸)
8.31	≪オランダ王国≫ ・第一院(議会上院)(表敬訪問) ・女王官房府 ・内務省 ≪王制3ヶ国≫ ・スウェーデン、デンマーク及びベルギーの各日本国大使館書記官等から、各国の憲法及び王制についての説明を聴取 (於：在オランダ日本国大使館)
9.1	移動日
9.2	≪イスラエル国≫ ・検察当局及び司法省 ・クネセット(議会)
9.3	・外務省 ・学識経験者
9.4	移動日
9.5	≪スペイン≫ ・國務院 ・議会下院
9.6	帰路に着く (機内泊)
9.7	成田着

5 調査の概要に関する中山会長の報告(要旨)

【ロシアにおける調査の概要】

(1) 国家院(連邦議会下院)での会談

- ① ザドルノフ議員ら4名
- ② ルキン国家院副議長
- ③ ルキャノフ国家建設委員会(憲法に関する諸問題を扱う委員会)委員長

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開会されています。(木曜日定例)

【会談の主な内容】

①ザドルノフ議員らとの会談

憲法の国民への浸透の実態、「家族」の憲法上の位置付けに象徴される個人と社会の関係など

②ルキン副議長との会談

新憲法の規定する強力な「大統領中心主義」の下での政府と議会の関係など

③ルキャノフ委員長との会談

「核家族化」する中での家族・個人と社会・共同体との関係、変転する社会の中で維持すべき「伝統」の重要性、大統領の強大な権限を議会がいかに抑制すべきかなど

【(2) 法務省及び憲法裁判所附属憲法裁判分析センターでの会談】

①法務省：エドキーモフ第一法務次官ら7名

②憲法裁判所附属憲法裁判分析センター：ストラシュン副所長

【会談の主な内容】

①法務省での会談

新憲法制定の経緯、新憲法下での外国人参政権の取扱い、司法改革の現状など

②憲法裁判分析センターでの会談

憲法裁判所の審理の実態、裁判官の任命システムと政治性の問題など

【ハンガリーにおける調査の概要】

在ハンガリー日本国大使公邸において、ハンガリー、ポーランド、チェッコ、ルーマニアの日本国大使館から招致した書記官から、ソ連邦崩壊後の民主的改革に伴う新憲法の制定・改正の経緯やその特徴等について、説明を聴取

【(1) ハンガリー】

旧人民共和国憲法を「改正」し、今日に至る。国会を「国権及び民意の最高機関」とする一方、国民投票の制度も設けられている。

【(2) ポーランド】

旧憲法を「改正」、97年に新憲法が制定された。前文においてポーランドのカトリックの伝統等に言及している。

【(3) チェッコ】

当初、スロヴァキアとの連邦制維持を前提に制定作業を進めたが、結局、両国は分離した。

①共和国憲法、②自由及び基本権憲章、③憲法と同価値を有する「憲法律」の、三つの構成要素によって「憲法秩序」を構成する。

【(4) ルーマニア】

91年に制定された。国家体制を共和制とするか君主制とするかの議論があった。

「政治的プルーラリズム(多元主義)」や「少数民族の権利・保護の重視」などが特色である。

【オランダにおける調査の概要】

【(1) オランダ】

①上院(表敬訪問): アルテス議長

②女王官房府: ロディウス長官

③内務省: ピーターズ憲法問題王国関係局長代理

【懇談及び会談の主な内容】

①アルテス上院議長との懇談

上院と下院の関係、第二次世界大戦時のドイツ占領下におけるオランダ憲法の法的状態など

②ロディウス女王官房府長官との会談

オランダ王制の変遷、現在の女王の政府における地位と役割の実態など

③ピーターズ内務省憲法問題王国関係局長代理との会談

オランダ憲法の三つの特徴(君主制・民主制・地方分権)、議会における立法手続や女王の役割、地方の自主財源その他地方分権の問題など

【(2) スウェーデン、デンマーク、ベルギー】

在オランダ日本国大使館において、スウェーデン、デンマーク、ベルギーの日本国大使館から招致した書記官等から、国王の権限と地位その他憲法における王室制度の位置付けとその運用実態などについて、説明を聴取

【王制各国の中で特徴のある事柄】

・オランダ王制の歴史

そもそも共和国であったオランダが19世紀初頭のナポレオン戦争後に、国民の総意として王制を選択し、その後国王自らのイニシアチブによってその権限をより一層制限するなど、王権が憲法で厳格に規定されてきた。また、国王は、美術や芸術の庇護者としての役割も果たしてきた。

・デンマークの地方分権の動き

1849年憲法に既に地方分権の導入が規定されていた。地方分権の達成度合いは、世界的にも高いレベルで、「国民生活に密接なところは地方に行わせる」ことを基本とし、この事務配分を支えるため、国税のかなりの部分が用途を定めない形で地方に交付されている。

【イスラエルにおける調査の概要】

「首相公選制」の導入及び廃止の経緯等に関して、詳細な調査を行った。

①ショフマン検事次長

②シトリート司法大臣

③ショハム・クネセット基本法委員会法律顧問

④ピネス・クネセット基本法委員長

⑤ペレス外務大臣

⑥カルモン・イスラエル民主政治協会会長

⑦セガル・テルアビブ大学教授

⑧アレンス・イスラエル日本友好議員連盟会長

【個人的に痛感した事柄】

「首相公選制」の導入は、統治機構に関する広範な論点について、慎重な検討を要する問題であり、単なる「思いつき」であってはいけない。

→ 以下のような意見が、会談したほとんどの方々から、異口同音に述べられた。

元来、政権安定のために導入したはずの「首相公選制」が、逆に小党乱立を許すことになってしまい、その狙いは全く外れてしまった。

イスラエルと日本とでは、憲法制度も選挙制度も、また、政治・社会・文化の状況も異なるが、我々の「失敗」を活かして、より慎重な検討をされるべきだ。

【スペインにおける調査の概要】

①国務院(政府の諮問機関として法律の合憲性の審査等に関与): カベロ議長ら4名

②下院: マリスカル憲法委員会委員長ら7名

【会談の主な内容】

①カペロ国務院議長らとの会談

1978年の現行憲法の概略、「議会君主制」採用の経緯、「新しい権利」を含む権利規定の充実ぶり、自治州制度の問題点など

②マリスカル下院憲法委員会委員長らとの会談

現行憲法の制定経緯について、各政党の立場からの意見など

【調査の全体を通じての個人的な所感】

- ・ 国家として、どのような政治制度を選択するにせよ、決定的に重要なことは、
 - ①憲法に関する論議の素材が国民に対して十分に提示され、王制すら国民が選択する、すなわち、「国の基本的な在り方」は最終的に国民が判断するということ
 - ②そして、そのような国民の判断にとって決定的に重要なのは、「権威」の象徴である国王についても、また、「権力」の中心である大統領・首相といった政治のリーダーシップを取る者についても、国民からの信頼・信任がその基礎になければならないということ、である。
- ・ また、EUへの主権委譲の問題と関連して、EU憲法の可能性についても様々な議論があり、国民国家の枠組み自体が大きく揺らいでいることについても、再確認した。
- ・ 今回訪問した諸国と我が国とを対比しながら、これらの点に思いをいたすとき、我が国の皇室は、1000年以上の歴史をもち、国民の信頼を集めていること、また、政治に関与されず、象徴天皇としての役割を見事に果たしていることに、敬愛の念を新たにした。
- ・ 本調査会においては、「21世紀の日本のあるべき姿」について、党派を超えて、かつ、現在生じている諸問題への具体的な対処方針をも踏まえて、徹底した調査をしていく中で国民に「あるべき姿」を提示し、そのことによって「国民の信頼」を獲得していくことが求められているのではない。
- ・ 昨年調査をした、ドイツ・フィンランド・スイス・イタリア・フランスの5ヶ国と併せると、欧州各国を中心に、計16ヶ国の憲法事情を調査したことになるが、どの国でも、「憲法のありよう」が「国のありよう」に直結して国民的議論がなされていることを、改めて認識させられた。

◎派遣議員の発言の概要（発言順）

仙谷由人君（民主）

- ・ 体制転換後のロシア及び東欧諸国の新憲法体制下においては、専制政治の抑止及び人権保障の確保の観点から、憲法裁判所、人権オンブズマン、児童権利擁護官等の諸機関が設置され、制度的な担保が図られている。
- ・ イスラエルの首相公選制については、安定的な政権運営という目的とは反対に、比例代表制の選挙制度を通じて小政党が乱立し、小政党が政権運営のキャスティング・ボートを握るとい

う結果が生じてしまった。したがって、イスラエルにおいては、首相公選制に対する否定的な見解が多く見受けられた。

- ・ グローバリゼーションが進展し、かつ、国民や国民意識が多様化している現状においては、例えば、EU諸国のように国際機構に対する国家主権の移譲を憲法に規定するなど、国際機構と国家との関係を整理するとともに、効率的な行政を構築し、多様性の確保を図ることが今後の課題であると考えられる。

斉藤鉄夫君（公明）

- ・ 民意の集約及び反映という選挙の二つの機能にかんがみれば、私は、首相公選制は理想的な制度であると考えていたが、その失敗を経験したイスラエルでは、否定的な評価がされていた。しかし、イスラエルの首相公選制に係る制度設計上の問題点（選挙制度、議会による不信任制度等）を十分に検討することなく、首相公選制自体を否定することは、早計であるとする。
- ・ 人間活動の自由な発露である文化、学術、芸術等は、本来、国家からの関与を受ける性質のものではないが、今日、その維持、促進等の観点から、公的に支援する必要性が唱えられている。オランダでは、政府の直接的な関与により文化活動等が損なわれないよう、王室を通じて間接的なサポートがなされている。このような事実にかんがみれば、天皇制の問題について、そのような視点からの議論を行っていくことも必要であるとする。
- ・ 諸外国では、国民的議論の下に憲法改正が行われていることから、日本において憲法問題を議論するに当たっても、国民の意見を反映させる形で進めていくことが重要である。

山口富男君（共産）

- ・ 各国憲法事情の調査を通じて、憲法をめぐる諸問題は、国際関係と連関を保ちつつ、その国の国民生活や歴史と密接に結び付いていることが認識できた。なお、①ロシアでは、政治的な闘争を背景に、大統領に対する議会のコントロールが不十分であること、②オランダでは、憲法の制定が19世紀半ばのヨーロッパ変革の歴史を背景としているなど、国内事情と国際関係とが密接に結び付いていること、③イスラエルでは、安定的な政権運営を期待して導入された首相公選制が失敗に終わったが、その制度設計上の問題点を十分に検証する必要があること、④東欧諸国では、体制転換以降、人権保障が重視されていること等が印象に残った。
- ・ 平和の理念、豊富な人権規定等の先駆的な内容を有する日本国憲法は、全体主義や侵略戦争に対する反省に基づき制定されたものであり、その意味において、諸外国の憲法と同様に、歴史と現実の中に位置付けられている。今後においては、現実の中に憲法を活かしていく方向性を示していくべきである。

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開かれています。（木曜日定例）

金子哲夫君 (社民)

- ・ 首相公選制を導入してリーダーシップの強化を図るよりも、多様な意見を集約する形で議会制民主主義を発展させることにより、安定的な政治を行っていくことが重要であると考え。
- ・ 憲法裁判所が設置されている諸国では、憲法裁判所への提訴を通じて、国民が生活の中で憲法を意識していると考えられる。このように憲法を生活の中に活かすという観点及び政策決定に係るチェック・アンド・バランスの観点からすれば、憲法裁判所的な機能を拡充していくことは、十分検討に値すると思われる。
- ・ 憲法問題を議論するに当たっては、その背景にある歴史や文化を十分に認識した上で進めていく必要がある。

◎各委員の発言の概要 (発言順)

春名真章君 (共産)

- ・ 各国憲法は、それぞれの国の歴史、文化等、国の在り様と直結しており、政治体制の変革やEU 統合等の大きな変化に対応するために数次の憲法改正がなされている外国の経験を、我が国憲法に機械的に当てはめることは戒めるべきである。
- ・ ロシアにおいては、憲法裁判所や欧州人権裁判所への提訴件数が多く、また、昨年訪問したフランス憲法院においては、人権擁護機関としての機能が重視されるようになってきている等、人権重視の流れが見られる。我が国においても、充実した人権規定をより豊かに開花させる努力が必要である。

伊藤公介君 (自民)

- ・ イスラエルの国情、文化等は我が国とは異なり、宗教、民族を反映した多数の政党が存在し、比例代表制による選挙制度の下で小党乱立が進んでいる。同国における首相公選制の導入、廃止の経験を一つの参考としつつも、我が国においては、イスラエルの例とは異なる角度からも首相公選制を検討すべきである。

藤島正之君 (自由)

- ・ 訪問各国において数次の憲法改正が行われていることと、憲法改正手続との関係について、どのように考えるか。

葉梨信行君 (自民)

- ・ 我が国の憲法改正については、一般に、「総議員の3分の2以上の賛成」による発議が一つのハードルと考えられている。しかし、訪問各国の中にも、「3分の2以上」が必要とされている国が少なくないのに、憲法改正が度々なされていることを考えると、「3分の2以上」の要件自体は必ずしもハードルになっていないのではないか。

中山正暉君 (自民)

- ・ 我が国憲法が米国によって押し付けられた事実は、米国側からは、同国の情報公開法の下でも公開されていないが、当該事実の公開を求めることを日本外交の基本方針とするよう、憲法調査会において取り計らうべきである。

憲法調査会の今後の予定

今後の調査日程は、以下のとおりです。
案件：日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)

日付	開会時刻	(参考人等については調整中)
H13. 10.25 (木)	午前 9:00	(国際連合と安全保障)
11.8 (木)	午前 9:00	(統治機構に関する諸問題)
11.29 (木)	午前 9:00	(人権保障に関する諸問題)
12.6 (木)	未定	調整中

諸般の事情により変更となる場合があります。

意見窓口「憲法のひろば」

昨年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・ 受付意見総数: 1347件 (10/11 現在)
- ・ 媒体別内訳

葉書	844	封書	244
FAX	137	E-mail	122

- ・ 分野別内訳

前文	29	天皇	65
戦争放棄	895	権利・義務	47
国会	27	内閣	28
司法	7	財政	10
地方自治	8	改正規定	7
最高法規	7	その他	839

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
 E-mail kenpou@shugiin.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1-7-1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。